

# 各団体による助成事業一覧（令和元年度募集実績）

※各助成事業の募集時期及び事業内容等は、年度ごとに変更されることがあります。兵庫県等から高砂市に対して募集案内が届き次第、高砂市ホームページにてお知らせします。

1	2	3	4	5	6	7	8
事業主体	助成事業名	助成対象団体 (市に申請 できる団体)	助成対象事業	助成対象経費	助成額	募集期間の目安 (令和2年度予定) (市への申請期限)	備考
（一財） 地域活性化 センター	①地域イベント助成事業	コミュニティ団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 助成対象事業は、コミュニティが主体となって行い、創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献すると認められるイベントとする。</li> <li>2 助成対象事業は、交付金の交付決定があった年度に完了する単年度事業とする。</li> <li>3 事業経費の全てを委託費とする事業は対象外とする。</li> <li>4 国又は地方公共団体の補助金を受けている事業（本助成事業を除く）は、対象外とする。</li> <li>5 民間企業等により制度的支援を受けている事業は、対象外とする。</li> <li>6 他団体と共催して実施する事業は対象外とする。</li> </ol>	助成対象経費は、助成対象事業を行うために要する経費。  具体例は次のとおり。 (1) 会場の借上げ、会場の設営、照明・音響設備の使用等 (2) プログラム、ポスター、リーフレット、ガイドブック等の作成 (3) 会場アーチ、吊り看板、立て看板、案内パネル等の作成 (4) 記録書、報告書、写真集、スライド、ビデオ等の作成 (5) 用具、備品等 ※賃金、謝金、旅費交通費、教材費、備品費については算定基準あり。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域イベント助成事業に係る交付金の交付額（以下「交付金の額」という。）は、1件につき1,000千円を上限とする。</li> <li>2 交付金の額は、助成対象経費の100%以下とする。</li> <li>3 交付金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額とする。</li> </ol>	令和2年11月下旬から1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1市町村あたり1件のみ</li> <li>・1都道府県あたり3件のみ</li> </ul>
	②移住・定住・交流推進支援事業	地域団体等 ※概ね次に掲げるもの (1) 地域づくり団体（地域づくり団体全国協議会に登録しているもの） (2) NPO・ボランティア団体 (3) 各種協議会、地域の自治組織 (4) 商工会議所、商工会、農業協同組合、観光協会、森林組合又は漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 助成対象事業は、都市住民等の移住・定住・交流の推進や住民同士の交流を推進することにより、地域を活性化させる事業とし、次の基準に適合するもの。                          (1) 助成対象団体、もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。                          なお、計画策定のみに係る事業については、対象外とする。                          (2) 助成終了後の事業展望が明確であり、継続・発展して実施されると認められるものであること。                          (3) 他に国の補助金の交付を受けていないこと。</li> <li>2 助成対象事業は、平成31年4月1日から令和2年2月末日までに実施する事業とする。</li> </ol>	助成対象経費は概ね次に掲げるもの。 報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費  ※原則として、委託料、備品購入費、工事請負費の合計額が助成申請額の3分の2を超えないこと。 ※原則として、委託料、備品購入費、工事請負費のいずれかの額が助成申請額の2分の1を超えないこと。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 助成金の額は、1件につき2,000千円を上限とする。</li> <li>2 助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。</li> <li>3 助成金の額に、1,000円未満の端数があるときには、助成金の額は、当該端数の金額を切り捨てた額とする。</li> </ol>	令和2年12月上旬から1ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1都道府県で3件のみ</li> <li>・担当部署は高砂市こども未来部未来戦略推進室</li> </ul>
	③地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業	地域団体等 ※概ね次に掲げるもの (1) 地域づくり団体（地域づくり団体全国協議会に登録しているもの） (2) NPO・ボランティア団体 (3) 各種協議会、地域の自治組織 (4) 商工会議所、商工会、農業協同組合、観光協会、森林組合又は漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 助成対象事業は、将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する事業とし、次の基準に適合するもの。                          (1) 助成対象団体、もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。                          (2) 事業展望が明確であり、助成終了後も継続・発展して実施されると認められるものであること。                          (3) 他に国の補助金の交付を受けていないこと。</li> <li>2 助成対象事業は、令和2年4月1日から令和3年2月末日までに実施する事業とする。</li> </ol>	助成対象経費は概ね次に掲げるもの。 報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費  ※原則として、委託料、備品購入費、工事請負費の合計額が助成申請額の3分の2を超えないこと。 ※原則として、委託料、備品購入費、工事請負費のいずれかの額が助成申請額の2分の1を超えないこと。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 助成金は、次のとおりとする。                          ア、地方創生人材育成伴走型支援事業                          1件につき1,500千円                          イ、地域経済循環分析事業                          1件につき2,000千円                          ウ、一般事業                          1件につき1,500千円</li> <li>2 助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。</li> <li>3 助成金の額に、1,000円未満の端数があるときには、助成金の額は、当該端数の金額を切り捨てた額とする。</li> </ol>	令和2年12月上旬から1ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1市町村1件のみ</li> <li>・担当部署は高砂市こども未来部未来戦略推進室</li> </ul>

# 各団体による助成事業一覧（令和元年度募集実績）

※各助成事業の募集時期及び事業内容等は、年度ごとに変更されることがあります。兵庫県等から高砂市に対して募集案内が届き次第、高砂市ホームページにてお知らせします。

（一財） 自治総合 センター	④環境保全促進助成事業	市（区）町村が認めるコミュニティ組織	<p>1 助成対象事業は、都道府県、市（区）町村及び市（区）町村が認めるコミュニティ組織が行う地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るためのソフト事業であって、各種イベント、交流会・発表会及び指導者養成研修会等の事業を対象とする。</p> <p>2 助成対象事業は、国の補助金の交付を受けない事業で、助成金の交付決定があった年度に完了するものであること。</p> <p>3 毎年繰り返し実施する事業や書籍類の刊行及び単発的なグリーン作戦等の本事業の趣旨になじまないものは対象外とする。</p>	<p>助成対象経費は、例えば、次に掲げるもの。</p> <p>1 出演料・謝金（ただし、1名あたり100万円を上限とする。）</p> <p>2 旅費・交通費（宿泊費も含む）</p> <p>3 会場設営費（会場借上料も対象）</p> <p>4 ポスター・チラシ・プログラム・看板・横断幕等製作費（事業終了後に作成する広告媒体は対象外）</p> <p>5 保険料（催事保険料等）</p> <p>6 委託費（事業全部を委託する場合は対象外）</p>	<p>助成金は、助成対象事業に要する経費の範囲内で、次の額とする。ただし、助成額は10万円単位とし、単位未満は切り捨てとする。</p> <p>1 事業実施団体が都道府県、市（区）町村の場合においては、1件あたり200万円を限度とする。</p> <p>2 事業実施団体が市（区）町村の認めるコミュニティ組織の場合においては、1件あたり100万円を限度とする。</p>	令和2年8月上旬から3週間程度	—
	⑤一般コミュニティ助成事業	市（区）町村が認めるコミュニティ組織（自治会、町内会、自主防災組織等の地域に密着して活動する団体） ※特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会等は助成対象外	<p>住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。</p> <p>助成事業の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国からの助成を受けていないものであること。</li> <li>・令和2年4月1日以降に実施し、令和3年3月31日までに完了するもの。</li> </ul>	<p>1 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。</p> <p>2 次のものは助成対象外の経費とする。</p> <p>（1）土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理・修繕（地域の祭りに関する備品に係る経費は助成対象）、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。</p> <p>（2）ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。</p>	<p>助成金は、1件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする。</p> <p>100万円から250万円まで</p> <p>※事業費の目安は、助成額の2倍を超えない程度</p>	令和2年9月上旬から3週間程度	—
	⑥コミュニティセンター助成事業	市（区）町村が認めるコミュニティ組織（自治会、町内会、自主防災組織等の地域に密着して活動する団体） ※特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会等は助成対象外	<p>住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。</p> <p>助成事業の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国からの助成を受けていないものであること。</li> <li>・令和2年4月1日以降に実施し、令和3年3月31日までに完了するもの。</li> </ul>	<p>1 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。</p> <p>2 次のものは助成対象外の経費とする。</p> <p>（1）土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理・修繕（大規模修繕に係る経費は助成対象）、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。</p> <p>（2）ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。</p>	<p>助成金は、1件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする。</p> <p>対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円まで。</p>	令和2年9月上旬から3週間程度	<p>1 都道府県で3件のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可地縁団体名義での建物の保存登記が必要</li> <li>・建築主事による大規模修繕に該当する旨の証明書の提出が必要</li> </ul>

# 各団体による助成事業一覧（令和元年度募集実績）

※各助成事業の募集時期及び事業内容等は、年度ごとに変更されることがあります。兵庫県等から高砂市に対して募集案内が届き次第、高砂市ホームページにてお知らせします。

（一財） 自治総合センター	コミュニティ 助成事業	⑦青少年 健全育成 助成事業	市（区）町村が認めるコミュニティ組織（自治会、町内会、自主防災組織等の地域に密着して活動する団体）※特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会等は助成対象外	<p>青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。</p> <p>助成事業の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国からの助成を受けていないものであること。</li> <li>・令和2年4月1日以降に実施し、令和3年3月31日までに完了するもの。</li> </ul>	<p>1 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。</p> <p>2 次のものは助成対象外の経費とする。</p> <p>(1) 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。</p> <p>(2) ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。</p>	<p>助成金は、1件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする。</p> <p>30万円から100万円まで</p> <p>※事業費の目安は、助成額の2倍を超えない程度</p>	<p>令和2年9月上旬から3週間程度</p>	—
		⑧地域防 災 組織育成 助成事業 （自主防 災 組織育成 助成事 業）	市（区）町村又は市（区）町村が認める自主防災組織（災害対策基本法5条第2項に定める、地域住民による自発的な防災組織又はその連合体）	<p>一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。</p> <p>助成事業の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国からの助成を受けていないものであること。</li> <li>・令和2年4月1日以降に実施し、令和3年3月31日までに完了するもの。</li> </ul>	<p>1 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。</p> <p>2 次のものは助成対象外の経費とする。</p> <p>(1) 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。</p> <p>(2) ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。</p>	<p>助成金は、1件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする。</p> <p>30万円から200万円まで</p> <p>※事業費の目安は、助成額の2倍を超えない程度</p>	<p>令和2年9月上旬から3週間程度</p>	<p>担当部署は、高砂市企画総務部危機管理室。</p>
（公財） 地域社会 振興財団	長寿社会づ くりソフト 事業（特定 事業）	⑨地域医 療 機関と 住民との 連帯推進 事業	地域医療機関、住民	<p>① 交付条件 地域医療機関と住民とが協力して企画・実施する事業が対象である。</p> <p>② 交付対象事業 保健、スポーツ、レクリエーション等の事業を広く対象とする。</p> <p>③ その他 i 事業の実施期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの単年度事業 ii 交付対象事業は、市（区）町村の行う単独事業とし、国・地方公共団体の補助金を受けている事業は対象外</p>	<p>賃金、謝金、旅費交通費、備品費等</p>	<p>1事業あたり2,000千円以内（対象事業経費の100%を交付）</p>	<p>令和2年11月上旬から20日間程度</p>	—
		⑩健やか コミュニ ティ モデル 地区育成 事業	コミュニティ団 体	<p>① 交付条件 i コミュニティが主体となって行う事業が対象である。 ii 市（区）町村が主体となって行う事業に、単に住民が参加するものは、対象外とする。</p> <p>② 交付対象事業 交付対象事業者（市（区）町村）がコミュニティに対し直接助成する事業を対象とする。</p> <p>③ その他 i 事業の実施期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの単年度事業 ii 交付対象事業は、市（区）町村の行う単独事業とし、国・地方公共団体の補助金を受けている事業は対象外</p>	<p>賃金、謝金、旅費交通費、備品費、消耗品費等（賃金・商品券等の金券類は認められない。）</p>	<p>1事業あたり2,000千円以内（対象事業経費の100%を交付）</p>	<p>令和2年11月上旬から20日間程度</p>	—